

中国内販 中国生産製品への「生産工場の名称及び住所」の表示について

2015年1月

(一財) ボーケン品質評価機構

業務部 海外リサーチ&アドバイザリー室

中国内販における中国生産製品への製造者の表示について、これまでの考え方と、最近の動向をご紹介します。

➤ これまでの考え方

繊維製品表示規定 GB 5296.4-2012「消費品使用説明第4部：繊維製品と衣料品」の解釈

従来から、製造者として表示するのは“製品に責任を負える企業”であり、実際の生産工場とは限らないという解釈が示されており、これに基づく運用がされています。例えば、委託生産の場合は、実際の生産工場ではなく、製品に責任を負える委託元企業の名称と住所を表示するのが一般的です。

今回、個別に発生した事例を受け、GB 5296.4の作成機関では、管轄官庁への申し入れ等を行っているとのことですが、現時点では如何なる正式見解も示されていません。

GB 5296.4-2012

5.1 製造者の名称と住所

5.1.1 繊維製品や衣料品には法的責任を負える製造者が法に基づき登記した名称と住所を表示すること。

➤ 最近の動向

※下記は把握できた一部の事例です。この他にも類似の事例がある可能性があります。

動向① 重慶市の裁判所における判決

重慶市の第五中級人民法廷で、消費者が百貨店を訴え勝訴しました。

訴えの内容は、商品に生産工場の名称と住所が表示されていないことが詐欺行為に当たるというものでした。商品は委託生産によるもので、生産工場は裁断と縫製のみを請け負っていました。企画から販売まで全ての責任はアパレル企業が負っており、その名称と住所を販売者として表示していました。しかし、裁判所は「製品品質法」を根拠に百貨店側に商品代金と賠償金の支払いを命じています。

<http://www.chinacourt.org/article/detail/2014/08/id/1365685.shtml>

その後、高級人民法廷でも争われましたが、百貨店側から消費者への支払いは差し止めとなったとの情報があります。最終的な判決が公表されていないため詳細は不明です。

「製品品質法」(2000年9月1日施行)【仮訳】

第27条

製品又はその包装上の表示は真実であること、且つ次の規定に適合すること。

(2) 中国語で表示した製品名称、生産工場の名称及び工場住所があること。

参考：「上海市製品品質条例」(2012年9月1日施行)など地方条例にも上記と同様の規定があります。

動向② 「製品表示記載規定」の廃止

2014年7月2日の公告で、「製品表示記載規定」が廃止されました。

「製品表示記載規定」には“生産者として表示するのは、製品の品質に責任を負える企業の名称と住所である”ことが明記されていましたが、これが廃止されたことで明確な法的根拠がなくなりました。

http://www.aqsiq.gov.cn/xxgk_13386/jlgg_12538/zjgg/2014/201407/t20140715_417597.htm

http://www.gdqts.gov.cn/govinfo/auto31/200809/t20080904_779.html

「製品表示記載規定」（1997年11月7日施行、2014年7月2日廃止）【仮訳】

第9条

製品表示には生産者の名称と住所があること。生産者の名称と住所は法に基づき登記されたもので、製品の品質に責任を負える生産者の名称と住所であること。

(4) 委託を受けた企業が委託者のために製品を加工し、且つ対外的な販売を担当しない場合、その製品には委託者の名称と住所を表示すること。

動向③ 重慶市の新条例

重慶市において、2015年1月1日より「重慶市製品品質条例」が施行され、委託生産の場合、生産者と委託者の両方の表示が必要であると規定されました。

http://www.ccpc.cq.cn/jyjd/201409/t20140909_77115.html

「重慶市製品品質条例」（2015年1月1日施行）【仮訳】

第11条

製品又はその包装上の表示は真実であること、且つ次の規定に適合すること。

(2) 中国語で表記した製品名称、生産者の名称と住所があること。

委託又は授權生産の場合、委託者又は授權者の名称と住所も表示すること。